

## 会 議 録

会議の名称	第6西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	18年1月16日(月) 19時00分から21時00分まで
開催場所	スポーツセンター会議室
出席者	渡邊会長、内田職務代理、伊藤委員、指田委員、蚊野委員、小此木委員、事務局 富所課長、新井主査、等々力主査 (欠席：能智委員、北岡委員、三原委員、穴田委員)
議 題	1 西東京市スポーツ振興計画策定について 2 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則について 3 その他
会議資料	事前資料 前回会議録 資料23 西東京市スポーツ振興計画策定について 資料24 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則 当日配布 資料25 西東京市南町スポーツ・文化交流センター愛称の決定について 南町スポーツ・文化交流センター使用説明会関係資料 西東京市市民意見提出手続制度(パブリックコメント)市民意見への検討結果
会議内容	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
発 言 内 容	

会長：

あけましておめでとうございます。本年度初めての会議ですが、定刻になりましたので第6回スポーツ振興審議会を開催します。開催に先立ちまして資料の確認をお願いします。それでは、事務局より資料の確認をお願いします。

事務局：

配布資料の確認を行う。本日の欠席委員については、能智委員、北岡委員、三原委員、穴田委員です。

会長：

会議録の確認ですが、事前に送付されておりますが承認を求めます。特に委員から訂正事項がなければ承認したいと思います。

次に報告事項として、にしはらスポーツクラブについてお願いしたいと思います。

委員：

11月27日発会式を終え、会員も300数名になっており順調に進んでおります。

会長：

1月10日策定懇談会がありましたので説明させていただきます。皆様に配布したスポーツ推進計画の最終案として一応の審議が進められております。内容につきましてはこれから審議会で審議する審議事項です。

議題の審議に入ります。それではスポーツ振興計画案の第5章から7章までを説明していただき審議し、その後に総括として第1章から7章を再度審議して行きたいと思います。

事務局：

スポーツ振興計画の審議前に昨年の12月市民の皆様から意見をいただきましたパブリックコメントについて。大きくは、3つの意見に分かれています。1. 指定管理者制度導入後のスポーツセンター事業について、2. 学校開放事業・団体開放事業について、3. スポーツクラブについて（詳細省略）

第5章から配布資料に基づき前回からの変更事項について説明（詳細省略）

会長：

第5章の説明については、前回の説明より項目を絞り込んだこと、施策体系に担当課を無くしたという説明であります。

パブリックコメントの中で、財団の職員がスポーツクラブについて意見を述べているが、誤解された認識を述べている。如何なものか。

事務局：

スポーツクラブについては、行政主導できたが、文化・スポーツ財団で働く職員として認識は変わってきていると思います。スポーツクラブについては、行政支援をしていきますが、いずれは自主運営していただくことを期待しております。財団についても指定管理者制度下でスポーツ振興を図るものです。職員のスポーツクラブの理解については、今後指導して行きたいと思います。

会長：

質問がなければ、先へ進みます。

事務局：

第6章施策体系については、前文の中に各担当課の事業等の事実・連携強化、体育協会をはじめ大学・企業との連携強化や体育指導委員、財団法人西東京市文化・スポーツ財団についても積極的にスポーツ振興事業を展開行くことなどを追加しました。尚、9行目の「できる限り」指定管理者制度導入前の形態の「できる限り」を削除する方向です。

会長：

施策体系については、1から5までの項目で行きたい。ただし、パブリックコメントで意見が出ているので、できるだけ簡素化した中で取り込んでいるというであります。ご意見ありますか。

委員：

良いのではないか。

会長：

承認がされたものとして次へ進みます。第7章計画を推進するための方策であります。

事務局：

52頁の官産学民役割分担、54頁評価・管理体制について修正等を加えました。

52頁の指定管理者については、各委員の意見を集約して市が期待するもの或は市民が期待するものとして改めて書き加えるように整理することで了承される。

会長：

先に進めます。一応全てが終わりましたが、もう一度全体を見直したいと思えます。

事務局：

資料編でスポーツ振興審議会、策定委員会、策定懇談会等別々に記載してありますが、この辺についても全体の審議内容がわかるような流れでまとめて整理したいと考えております。

会長：

意見がありましたら、まだ時間がありますので事務局にご連絡願います。審議については、本日で終わりとします。

事務局：

20日までにご意見等がありましたら事務局までお願いします。文脈等については、今後会長と事務局で再調整があるということをご認識していただきたいと思っております。

会長：

それでは、本日のスポーツ振興計画の審議は終わりにします。

事務局：

来月、スポーツ振興計画のまとめたものの中で承認していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

会長：

西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則についての議題に入ります。説明を求めます。

事務局：

9月定例会で審議・議決しましたスポーツ施設条例の一部を受けて規則の一部改正を行うものであります。その内容は、平成18年4月から一部の施設で指定管理者制度を導入しますが、利用料金制を採らないで使用料を徴収することから規則の附則にその条文を加え対応を図るものであります。（詳細省略）

会長：

ただいまの説明について、ご質問をお受けします。質問がなければ報告をお受けします。

事務局：

今後については、今月の教育委員会で審議を受ける予定であります。施行については交付の日からです。

会長：

次に、南町スポーツ・文化交流センターの愛称の経過説明を求めます。

事務局：

愛称について、別紙資料に基づきを説明します。内容としては、制定委員会で愛称は、「きらっと」と決定しました。3月1日市報掲載、5月1日式典で記念品贈呈する予定です。

南町スポーツ・文化交流センター使用説明会を1月12日市民会館で午後、夜間の2回開催しました。

2月24日午後2時から保谷庁舎4階研修室にて社会教育委員の研修会を計画しています。後ほど社会教育課より通知されますのでよろしくお願いいたします。

会長：

本日は、全ての議題の審議が終わりましたので閉会とします。